

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改01)
提出年月日	2023年10月23日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【第39条, 65-2-1 抜粋】

2023年10月
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系が模擬信号で動作することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 計測制御課長は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で動作することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ系が手動で動作することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(4) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系および低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態であることを確認する。^{※1}</p> <p>(5) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 [1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、自動減圧系が模擬信号で動作すること及び格納容器スプレイ系が手動で動作することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、表39-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする^{※1}。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（格納容器冷却系）の動作不能とはみさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で動作することおよび格納容器冷却系が手動で動作することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた閉閉状態にあることおよび主要配管^{※2}が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。^{※1}</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行） [6号炉及び7号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上かつ原子炉隔離時冷却系においては、原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）を動作不能とはみさない。 また、7号炉の高圧代替注水系起動準備及び運転中は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。	島根原子力発電所 2号炉	備考
	2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMIは、定事検停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 運転評価GMIは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心注水系、低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。 ^{※1} (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上）において、表39-2（項目3を除く。）に定める事項を確認する。 3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考				
	<p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブレシジョンプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>また、6号炉及び7号炉における、原子炉隔離時冷却系の主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブレシジョンプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>※1：自動減圧系については、原子炉圧力が次表の場合に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="331 454 430 1240"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>原子炉圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系</td> <td>0.78MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブレシジョンチェンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	原子炉圧力	自動減圧系	0.78MPa[gage]以上	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサブレシジョンチェンバのみ。
項目	原子炉圧力						
自動減圧系	0.78MPa[gage]以上						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
表39-1	表39-1	表39-1																																					
<p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="283 2033 766 2834"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td>3^{※1} (2)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)</td> <td>7^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。 ※2：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。 ※3：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}	自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)	7 ^{※3}	<p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="283 1231 766 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※1}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td>3^{※1} (2)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)</td> <td>7^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。 ※2：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。 ※3：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}	自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)	7 ^{※3}	<p>2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1050 460 1428 1231"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>1^{※9}</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系^{※9}</td> <td>3^{※9}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※4} (格納容器冷却系^{※5})</td> <td>(2)^{※10}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※6}</td> <td>6^{※9}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系^{※7}</td> <td>1^{※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・炉型の違い</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	非常用炉心冷却系	1 ^{※9}	低圧炉心スプレイ系 ^{※9}	3 ^{※9}	低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	(2) ^{※10}	自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}	高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}					
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																						
低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																						
低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}																																						
自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)	7 ^{※3}																																						
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
高圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																						
低圧炉心スプレイ系	1 ^{※1}																																						
低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※1} (2) ^{※2}																																						
自動減圧系 (原子炉圧力が0.84 MPa [gage]以上)	7 ^{※3}																																						
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
非常用炉心冷却系	1 ^{※9}																																						
低圧炉心スプレイ系 ^{※9}	3 ^{※9}																																						
低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	(2) ^{※10}																																						
自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}																																						
高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}																																						
表39-1	表39-1	表39-1																																					
<p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="283 2033 766 2834"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心注水系^{※1}</td> <td>2^{※6}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※2}</td> <td>3^{※6}</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)</td> <td>1^{※6}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)</td> <td>8^{※7}</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却系^{※5}</td> <td>3^{※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を実現するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっているこ</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}	低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}	原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	1 ^{※6}	自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	8 ^{※7}	格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}	<p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="283 1231 766 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心注水系^{※1}</td> <td>2^{※6}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※2}</td> <td>3^{※6}</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)</td> <td>1^{※6}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)</td> <td>8^{※7}</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却系^{※5}</td> <td>3^{※8}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}	低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}	原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	1 ^{※6}	自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	8 ^{※7}	格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}	<p>2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1050 460 1428 1231"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>1^{※9}</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系^{※9}</td> <td>3^{※9}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系^{※4} (格納容器冷却系^{※5})</td> <td>(2)^{※10}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系^{※6}</td> <td>6^{※9}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系^{※7}</td> <td>1^{※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・炉型の違い</p>	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	非常用炉心冷却系	1 ^{※9}	低圧炉心スプレイ系 ^{※9}	3 ^{※9}	低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	(2) ^{※10}	自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}	高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}	
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}																																						
低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}																																						
原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	1 ^{※6}																																						
自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	8 ^{※7}																																						
格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}																																						
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
高圧炉心注水系 ^{※1}	2 ^{※6}																																						
低圧注水系 ^{※2}	3 ^{※6}																																						
原子炉隔離時冷却系 ^{※3} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	1 ^{※6}																																						
自動減圧系 ^{※4} (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上)	8 ^{※7}																																						
格納容器スプレイ冷却系 ^{※5}	3 ^{※8}																																						
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																						
非常用炉心冷却系	1 ^{※9}																																						
低圧炉心スプレイ系 ^{※9}	3 ^{※9}																																						
低圧注水系 ^{※4} (格納容器冷却系 ^{※5})	(2) ^{※10}																																						
自動減圧系 ^{※6}	6 ^{※9}																																						
高圧炉心スプレイ系 ^{※7}	1 ^{※8}																																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とで確認する。</p> <p>※2：2号炉の低圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※3：2号炉の低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1、66-4-3および66-5-5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：2号炉の格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-5、66-6-1および66-6-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：2号炉の自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁およびアキムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：2号炉の高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※7：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※8：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※9：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p>	<p>※1：7号炉の高圧炉心注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※2：7号炉の低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-4-1、66-4-2及び66-5-5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：7号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：7号炉の格納容器スプレイ冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-5-5、66-6-1及び66-6-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：7号炉の自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁及びアキムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-3-2）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：1系列とは、ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。以下、第40条において同じ。</p> <p>※7：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※8：1系列とは、ポンプ、熱交換器及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p>	<p>※3：低圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※4：低圧注水系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）、65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）、65-5-4 残留熱代替除去系および65-7-1 ペDESTアル代替注水系（常設））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：格納容器冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-5-4 残留熱代替除去系、65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）、65-6-2 格納容器代替スプレイ系（可搬型）、65-7-1 ペDESTアル代替注水系（常設）および65-7-3 格納容器代替スプレイ系（可搬型））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：自動減圧系の主蒸気逃がし安全弁およびアキムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-3-2 主蒸気逃がし安全弁（手動減圧））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※7：高圧炉心スプレイ系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</p> <p>※8：1系列とは、ポンプ1台、必要な弁および主要配管をいう。</p> <p>※9：自動減圧系の系列数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※10：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基、必要な弁および主要配管をいう。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の違い <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の違い <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では、高圧炉心スプレイ系と低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水ポンプ）の流路の一部を共通化している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根更新前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表39-2	項目	頻度	表39-2	頻度	項目	頻度
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が1.16MPa[gage]以上であることを確認する。	1箇月に1回	
2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については263m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,460m ³ /h以上で、全揚程が273m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が260m以上で流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については861m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検査停止後の原子炉起動前に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が368m ³ /h以上で、全揚程が86m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検査停止後の原子炉起動前に1回	3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検査停止後の原子炉起動前に1回	
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	4. 高圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（3号炉については203m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441m ³ /h以上で、全揚程が206m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が198m以上で、流量が1,074m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	
7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m ³ /h以上で、全揚程が□m以上（2号炉の残留熱除去系ポンプ（C）についてはm以上、3号炉については92m以上）であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用し	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m ³ /h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 低圧注水系ポンプの全揚程が80m以上で、流量が1,160m ³ /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1箇月に1回	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考														
<p>た弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サブレッシュヨンプールスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調整弁が開閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>8. 低圧注水系（格納容器冷却系）の注水弁、ドライウェルスプレイ弁、トーラススプレイ弁、残留熱除去系スト弁および試験可能逆止弁が開閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1箇月に1回</p>														
<p>2. 2号炉</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 2033 751 2819"> <p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13 MPa [gage]以上であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="655 1249 751 2033"> <p>1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="760 2033 1024 2819"> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="760 1249 1024 2033"> <p>1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1033 2033 1297 2819"> <p>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="1033 1249 1297 2033"> <p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1306 2033 1528 2819"> <p>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="1306 1249 1528 2033"> <p>1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 2033 1801 2819"> <p>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441 m³/h以上で、全揚程が208m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="1537 1249 1801 2033"> <p>1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1810 2033 1927 2819"> <p>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した</p> </td> <td data-bbox="1810 1249 1927 2033"> <p>1ヶ月に1回</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻度	<p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13 MPa [gage]以上であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p>	<p>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441 m³/h以上で、全揚程が208m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した</p>	<p>1ヶ月に1回</p>
項目	頻度																
<p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13 MPa [gage]以上であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>																
<p>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462 m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>																
<p>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p>																
<p>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>																
<p>5. 低圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,441 m³/h以上で、全揚程が208m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>																
<p>6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した</p>	<p>1ヶ月に1回</p>																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>2号炉</p>	
<p>弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		
<p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m³/h以上で、全揚程が9.2m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		
<p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		
<p>3. 3号炉</p>	<p>3号炉</p>		
<p>項目</p>	<p>頻度</p>		
<p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		
<p>2. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が1,462m³/h以上で、全揚程が27.4m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		
<p>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの流量が369m³/h以上で、全揚程が86.3m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p>		
<p>4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開閉することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>5. 低圧炉心スプレイスポンプの流量が1,441 m³/h以上で、全揚程が205m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>6. 低圧炉心スプレイス系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,630m³/h以上で、全揚程が89m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイス系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイス注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	
<p>4号炉</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	
<p>項目</p>	<p>頻度</p>	
<p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.1MPa[gage]以上であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	
<p>2. 高圧炉心スプレイスポンプの流量が1,462m³/h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 高圧炉心スプレイスポンプの流量が36 m^3/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>4. 高圧炉心スプレイス系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>5. 低圧炉心スプレイスポンプの流量が1,442 m^3/h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>6. 低圧炉心スプレイス系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,628 m^3/h以上で、全揚程が87m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイス系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイス注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを</p>	<p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>			
5. 5号炉				
項目	頻度			
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.11MPa[lgage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回			
2. 高圧炉心スプレイスポンプの流量が1,462m ³ /h以上で、全揚程が274m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
3. 高圧炉心スプレイスポンプの流量が369m ³ /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回			
4. 高圧炉心スプレイス系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
5. 低圧炉心スプレイスポンプの流量が1,442m ³ /h以上で、全揚程が214m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			
6. 低圧炉心スプレイス系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>7. 残留熱除去系ポンプの流量が$1,629\text{m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が90m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スブレイ系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スブレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	
<p>6号炉</p>	<p>頻度</p> <p>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が1.13MPa [gage]以上であることを確認する。</p> <p>2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が$727\text{m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が190m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が$182\text{m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が890m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>5. 残留熱除去系ポンプの流量が$954\text{m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が117m以上であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>定事検停止後の原子炉起動前に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>認する。</p> <p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>6. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。</p> <p>また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が$182\text{ m}^3/\text{h}$で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72 m以上であることを確認する。</p> <p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。</p> <p>また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>9. 原子炉圧力が1.03 MPa[gage]相当※¹において、原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が$182\text{ m}^3/\text{h}$で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80 m以上であることを確認する。</p> <p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。</p> <p>また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>		

※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考															
	<p>7. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が\squareMP a[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が$727\text{ m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が190 m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が$182\text{ m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が890 m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の 原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去系ポンプの流量が$954\text{ m}^3/\text{h}$以上で、全揚程が109 m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が$182\text{ m}^3/\text{h}$で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて72 m以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が \square MP a[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が $727\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 190 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が $182\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 890 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 残留熱除去系ポンプの流量が $954\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 109 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が $182\text{ m}^3/\text{h}$ で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 72 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	
項目	頻度																	
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が \square MP a[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																	
2. 高圧炉心注水系ポンプの流量が $727\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 190 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																	
3. 高圧炉心注水系ポンプの流量が $182\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 890 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回																	
4. 高圧炉心注水系における注入隔離弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																	
5. 残留熱除去系ポンプの流量が $954\text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、全揚程が 109 m 以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																	
6. 低圧注水系における注入弁、注入隔離弁、試験可能逆止弁及び格納容器スプレイ冷却系における格納容器冷却ライン隔離弁、圧力抑制室スプレイ注入隔離弁並びに残留熱除去系試験用調節弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																	
7. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が $182\text{ m}^3/\text{h}$ で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 72 m 以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉		備考
	<p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>8. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当※¹において、原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が182m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。 また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</p>	<p>また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>定事検停止後の原子炉起動中に1回</p> <p>定事検停止後の原子炉起動中に1回</p>	

※1：原子炉圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文案）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表39-3-1			表39-3-1			
1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉			1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系※1の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
E. 非常用炉心冷却	E1. 高温停止にする。	24時間	E. 非常用炉心冷却	E1. 高温停止にする。	24時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
<p>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合または非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合</p> <p>または 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合</p> <p>条件A～Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>E1. 高温停止にする。 および E2. 低温停止にする。なお、自動減圧系が動作不能の場合、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。</p>	<p>子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p> <p>E 1. 高温停止にする。 及び E 2. 低温停止にする。なお、自動減圧系が動作不能の場合、原子炉圧力を0.84 MPa[gage]未満にする。</p>	<p>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A～Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1つが動作不能の場合 または 自動減圧系の弁の2つ以上が動作不能の場合 または 条件A～Dのいずれかでの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>および E2. 低温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。</p>	<p>36時間</p>	
<p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイスレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	<p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイスレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	<p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイスレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉	備考
	2. 6号炉及び7号炉				
	条 件	要求される措置	完了時間		
	A. 高压炉心注水系1系列が動作不能の場合	A 1. 高压炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの高压炉心注水系について動作可能であることを確認する。 及び A 3. 自動減圧系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）の高压窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 及び A 4. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間		
	B. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	B 1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び B 2. 高压炉心注水系2系列について動作可能であることを確認する。 及び B 3. 自動減圧系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）の高压窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間		
	C. 自動減圧系の弁1個が動作不能の場合	C 1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び	10日間		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>D. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1</p> <p>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列及び自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 又は 条件A～Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成で</p>	<p>C2. 高圧炉心注水系2系列について動作可能であることを確認する。 及び C3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</p> <p>D1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。</p> <p>E1. 高温停止にする。 及び E2. 低温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>表39-3-2</p> <p>1. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認することを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器系1系列が動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認することを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※1 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器系1系列が動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※1 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表39-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合※1 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合※1 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認することを確認する。	10日間 速やかに																											
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																											
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合※1 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																											
B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合※1 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
<p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器系1系列が動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	<p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器系1系列が動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>	<p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器系1系列が動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉	備考									
	<p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="247 1255 1060 2021"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 1754 422 2021">A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※¹</td> <td data-bbox="296 1433 422 1754">A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="296 1314 422 1433">10日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="659 1754 1052 2021">B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※¹又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="659 1433 1052 1754">B 1. 高温停止にする。及び B 2. 低温停止にする。</td> <td data-bbox="659 1314 1052 1433">24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系及び格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>					条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※ ¹	A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間	B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 低温停止にする。	24時間 36時間
条件	要求される措置	完了時間												
A. 格納容器スプレイ冷却系1系列が動作不能の場合※ ¹	A 1. 格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に復旧する。及び A 2. 残りの格納容器スプレイ冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間												
B. 格納容器スプレイ冷却系2系列以上が動作不能の場合※ ¹ 又は 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 低温停止にする。	24時間 36時間												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表 6 6-2-1	表 6 6-2-2	表 6 5-2-1	表 6 5-2-2												
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6 5-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>TS-25 6 5-2-1</p> <p>高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>・ S A水源の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する電源設備の相違
項目	運転上の制限														
高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
項目	運転上の制限														
高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
項目	運転上の制限														
高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転</p> <p>起動</p> <p>高温停止</p> <p>(原子炉圧力が 1.0 MPa [gage] 以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第41条 原子炉隔離時冷却系の運転上の制限も確認する。」</p> <p>※4：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6-1-2-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6 6-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「6 6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転</p> <p>起動</p> <p>高温停止</p> <p>(原子炉圧力が 1.0 MPa [gage] 以上の場合)</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系起動準備及び原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6-1-2-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6 6-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転</p> <p>起動</p> <p>高温停止</p> <p>(原子炉圧力が 0.74 MPa [gage] 以上の場合)</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉隔離時冷却系の起動準備中および原子炉隔離時冷却系の運転中は、高圧原子炉代替注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、第41条（原子炉隔離時冷却系〔2号炉〕）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：第46条（サブレシヨシエンバの水位）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（6 5-1-2-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（6 5-1-2-4 可搬型直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条（6 5-1-2-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：第65条（6 5-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する電源設備の相違 												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	発電課 当直長	1. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態となる前に1回	原子炉GM	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 当直長	2. 原子炉圧力が0.98MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。
3. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、中央制御室の操作スイッチにより、H P A C 注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 当直長	4. 高圧原子炉代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）での運転を考慮している。 【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。
4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課 当直長	5. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上に おいて、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1箇月に1回	当直長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上に おいて、中央制御室の操作スイッチ により、H P A C注入弁が開するこ とおよびF P M U Wポンプ吸込弁が 閉することを確認する。また、動作 確認後、動作確認に際して作動した 弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>6. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上 において、高圧代替注水系における 注入弁が開することを確認する。ま た、動作確認後、動作確認に際して 作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>6. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上に おいて、高圧原子炉代替注水系にお ける注入弁が開することを確認す る。また、動作確認後、動作確認に 際して作動した弁の開閉状態を確認 する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、高圧原子炉 代替注水ポンプの低 圧運転点（0.74MPa [gage]）での運転を 考慮している。
<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※9：高圧原子炉代替注水系のタービン入口における圧力が原子炉圧 力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気 圧力を調整して確認する。</p> <p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	
<p>図66-2-1</p>		<p>図65-2-1</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. 高圧炉心注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間		
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は常設代替交流電源設備の負荷として高圧炉心スプレイ系を含めていないため、高圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をY設備としている。 なお、Y設備の確認のためAOTは3日とする。	
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間		
※11：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。			※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。			※10：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：原子炉隔離時冷却系をいう。				